

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-623	一組の車載用経路誘導機セット

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
HO-0	一	一組の車載用経路誘導機セット
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-6244A	【埋込み・取付型データ表示機】車載埋込み・取付型	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
一組の車載用経路誘導機セット		
定義		
<p>一組の車載用経路誘導機セットをここに分類する。</p> <p>一組の車載用経路誘導機セットとは、「車載用経路誘導機本体」及び「モニターテレビ受像機」を含むものをいう。</p>		
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		
<p>物品名では分類しない。組物の要件を満たすもの(「車載用経路誘導機本体」及び「モニターテレビ受像機」を少なくとも各一品以上含むもの)を分類する。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品名が「一組の車載用経路誘導機セット」であっても、組物として成立しないものは分類しない。 ・物品名が、単に「車載用経路誘導機」若しくはそれに類するものであっても、組物として認められる場合はここに分類する。 <p>分類初期付与時は機械的に物品名で判断し、最終判断は審査官が行う(必要に応じて査定前に分類変更を行う。)</p>		
過去に分類した物品の名称		